

神戸アートビレッジセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月14日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第38号

神戸アートビレッジセンター条例施行規則の一部を改正する規則

神戸アートビレッジセンター条例施行規則（平成8年4月規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>新開地アートひろば条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>新開地アートひろば条例</u>（平成8年4月条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(届出事項)</p> <p>第2条 条例第6条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とす</p>	<p><u>神戸アートビレッジセンター条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>神戸アートビレッジセンター条例</u>（平成8年4月条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(届出事項)</p> <p>第2条 条例第6条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とす</p>

る。

(1) [略]

(2) 入場券、受講券その他の施設(条例第4条第7号の施設を除く。第3条第3号を除き、以下同じ。)の利用に必要な券類を発行する場合における当該発行枚数

(3) [略]

(行為の禁止)

第3条 条例第14条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)、(2) [略]

(3) 新開地アートひろば(以下「ひろば」という。)内の施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれのある行為をすること。

(4)、(5) [略]

(6) 前各号に掲げるもののほか、条例第5条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)がひろばの管理上支障があると認める行為

(使用時間)

第4条 ひろばの使用時間は、午前10

る。

(1) [略]

(2) 入場券、受講券その他の施設(条例第4条第8号の施設を除く。第3条第3号を除き、以下同じ。)の利用に必要な券類を発行する場合における当該発行枚数

(3) [略]

(行為の禁止)

第3条 条例第14条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)、(2) [略]

(3) 神戸アートビレッジセンター(以下「センター」という。)内の施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれのある行為をすること。

(4)、(5) [略]

(6) 前各号に掲げるもののほか、条例第5条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)がセンターの管理上支障があると認める行為

(使用時間)

第4条 センターの使用時間は、午前

時から午後10時までとする。

- 2 指定管理者は、ひろばの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の使用時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 ひろばの休館日は、次に掲げる日とする。

(1)～(3) [略]

- 2 指定管理者は、ひろばの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項(第3号を除く。)の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間におけるひろばの管理に関する業務)

2 [略]

- 3 条例附則第2項に規定する指定管理者不在等期間におけるひろばの使用については、神戸アートビレッジセンター条例施行規則の一部を改正する規則(平成17年3月規則第50号)による改正前の神戸アートビレッジセンター条例施行規則(以下「旧規則」という。)第2条、第3条、第7条第2項、第8条第2項、第10条及び

10時から午後10時までとする。

- 2 指定管理者は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の使用時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。

(1)～(3) [略]

- 2 指定管理者は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項(第3号を除く。)の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務)

2 [略]

- 3 条例附則第2項に規定する指定管理者不在等期間におけるセンターの使用については、神戸アートビレッジセンター条例施行規則の一部を改正する規則(平成17年3月規則第50号)による改正前の神戸アートビレッジセンター条例施行規則第2条、第3条、第7条第2項、第8条第2項、第10条及び第11条並びに様式第

第11条並びに様式第1号から様式第6号までの規定の例による。この場合において、旧規則第2条、第3条、第7条第2項及び第8条第2項並びに様式第1号から様式第6号までの規定中「神戸アートビレッジセンター」とあるのは、「新開地アートひろば」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

1号から様式第6号までの規定の例による。

第2条第1項	センター 第4条第8号	ひろば 第4条第7号
第7条第2項	条例第11条の規定により使用料	使用料
第8条第2項	条例第12条ただし書の規定により使用料	使用料
第10条	センター	ひろば
様式第5号	市又は神戸アート	市がひろば

	ビレッジ センター 条例第21 条の規定 によりセ ンターの 全部又は 一部の管 理の委託 を受けた 公共的団 体がセン ター	
様式第6 号	第15条第 2項	第12条第 2項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(公印規則の一部改正)

- 2 神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

附則様式10を次のように改める。

附則様式10 削除

(暴力団の排除の推進に関する条例施行規則の一部改正)

3 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例施行規則（平成28年6月規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(条例第7条に規定する規則で定める公の施設)	(条例第7条に規定する規則で定める公の施設)
第2条 条例第7条に規定する規則で定める地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設は、次に掲げる公の施設とする。	第2条 条例第7条に規定する規則で定める地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設は、次に掲げる公の施設とする。
(1)～(8) [略]	(1)～(8) [略]
(9) <u>新開地アートひろば条例</u> （平成8年4月条例第14号）第1条に規定する <u>新開地アートひろば</u>	(9) <u>神戸アートビレッジセンター条例</u> （平成8年4月条例第14号）第1条に規定する <u>神戸アートビレッジセンター</u>
(10)～(44) [略]	(10)～(44) [略]